

春の運動ニュース

川越・東松山民主商工会 2020年3月18日 NO.9

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

 <https://www.facebook.com/kawagoehigasimatuyamaminsyo>

新型コロナウイルスに対する業者支援(3/18現在)

コロナウイルスの影響で、会員さんの中でも「お客が出歩かず、売上が極端に減った(飲食店)」「部品が手に入らず現場が進まない(設備業)」などの声が上がっています。

中小・零細企業への国、県、行政などが打ち出している支援策をお知らせします。

【信用保証協会保証付き、県の融資(市区町村の認定申請必要)】商工会、商工会議所

○**経営あんしん資金(新型コロナウイルス特例)**＝直近1カ月の売上が前年同月比5%以上減少で、その後も売上減少が予想される方。保証協会が借入金の100%保証。運転資金5000万まで。据置期間1年、金利1.3%以内、保証料あり。経営安定資金(セティー4号・災害復旧関連)、(セティー5号・特定業種関連)も対応業種、保証等を拡充。

【旅館業・飲食業・喫茶店営業などが借りられる融資】政策金融公庫

○**衛生環境激変対策特別貸付**＝直近1カ月の売上が前年もしくは前々年同月比10%以上減少で、その後も売上減少が予想される方。運転資金(飲食業)1000万まで。据置期間2年、金利1.91以内。新型コロナウイルス感染症確認資料が必要。

【無利子・無担保融資】政策金融公庫

○**新型コロナウイルス感染症特別貸付+特別利子補給制度**＝直近1カ月の売上が5%以上減少(小規模法人は15%減少)。開業3か月目の業者も可能。運転・設備資金3億まで、据置5年。特別利子補給制度の同時申請で無利子になります。

【マル経融資の金利引き下げ】政策金融公庫

○**新型コロナウイルス対策マル経**＝商工会・商工会議所で6か月以上の経営指導を受けた方に対し、無担保・無保証人にて融資。運転・設備資金別枠1000万、据置3～4年、金利3年間は0.31%。

【補助金・助成金】

○**ものづくり・商業・サービス補助金(3/10公募開始、3/31締切)**＝コロナウイルスの影響を改善するための設備・費用に対する補助。補助上限1000万、2/3補助。申請先はものづくり補助金事務局。

○**持続化補助金(3/10公募開始、3/31締切)**＝コロナウイルスの影響を改善するための設備・費用に対する補助。補助上限50万、2/3補助。申請先は商工会・商工会議所。

○**IIT導入補助金(3/13公募開始、3/31締切)**＝テレワーク導入に対する設備補助。補助上限30～450万、1/2補助。申請先はサービスデザイン推進協議会。

○**雇用調整助成金**＝コロナウイルスの影響で取引先や仕入先が閉鎖、自社が閉鎖、従業員の大半が学校の休校により休暇、観光客減少の影響で売上減など、事業の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対し一時的に休業や教育訓練を行った場合。雇用保険の加入が必須。補助上限は賃金の2/3、1名に対し8330円が上限。限度日数100日間。



○**新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金**＝小学校等の臨時休業により保護者が休職した時、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給休暇を取得させた費用に対する助成金。事業主に対して、2/27～3/31までに取得した有給休暇が対象。雇用保険加入が必須と思われる。賃金額の10/10、1日8330円が上限。

○**小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設(委託を受けて個人で仕事をする方向け)**＝業務委託、フリーランスの方が、コロナウイルスの影響で小学校等の臨時休業に伴い、子供の世話をするため契約した仕事が出来なかった日に対する助成金。2/27～3/31までの期間。就業できなかった1日当たり4100円。

上記共に3/18申請開始。申請先は、学校等休業助成金・支援金受付センター。

○**生活福祉資金貸付制度(休業者向け)**＝新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。貸付上限10万円(学校等の休業等の特例で20万円)。据置期間1年、償還期限2年以内。無利子、保証人不要。申請先は、社会福祉協議会

○**生活福祉資金貸付制度(失業者・廃業者向け)**＝新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。貸付上限、単身世帯15万円、2名以上の世帯20万円。受付は3月中。据置期間1年、償還期限10年以内。無利子、保証人不要。自立相談支援事業の継続支援を受けることが必要。申請先は社会福祉協議会。

【自治体の取り組み】

○**川越市、川島町**＝市町内に居住する妊婦の方、マスク10枚～20枚配布。

○**狭山市**＝緊急特別資金(融資1000万、据置1年、金利1%、保証料全額補助)、学生の自転車駐輪場定期料金一部返還。

○**全市町村で申請減免**＝コロナウイルスなどにより収入が減った場合、納付前の国民健康保険税が申請により減免される制度があります。65歳以上で、4月以降に廃業された場合、申請することで介護保険料の支払金額段階が下がる可能性があります。75歳以上の後期高齢者医療制度でも、大きく収入が減り、預貯金が少ない場合は減免になる可能性があります。

【国税庁・税務署の対応】

○**確定申告書提出・納付期限**＝共に4/16まで延長。消費税申告書提出・納付期限共に4/30まで延長。伴って、青色申告の提出期限なども4/16まで延長。預金からの振替納税は、所得税5/15、消費税5/19となります。

○**納税緩和措置対応**＝国税庁が、「納税緩和措置の柔軟な対応を求める指示文書」発出に伴い、滞納相談での「聞き取り」などによる柔軟な対応を行うよう各税務署に通達。

【社会保険事務所の対応】

○**社会保険料納付猶予**＝コロナウイルスの影響による事業縮小などにより、一時的に納付が困難な場合、申請型換価の猶予が認められる場合があります。最大2年間分納、納期限から6か月以内に申請が必要です。

○**国民年金免除**＝コロナウイルスの影響で、休業、事業の廃止・休止の届け出を行い、一時的に保険料の納付が困難な場合、保険料の免除が適用できる場合があります。

【車検期限の延長、各種保険会社など】

○**車検有効期間延長**＝2/28～3/31までの自動車は4/30まで延長されました。

○**保険払込猶予**＝自身がコロナウイルスの影響を受けた・受ける可能性がある場合、保険会社への保険手続き、保険料払込が猶予されます。

☆書ききれませんでした。そのほかのご心配は民商事務所までご相談ください。